



長野県報

10月31日(火)

平成18年

(2006年)

号外

目次

規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	2
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	23
長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	23
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（経営企画チーム）	23
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育振興チーム）	28
長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	30
長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	31
職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	32

告 示

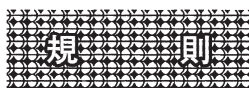
県・市町村職員派遣研修規程の一部改正（市町村チーム）	35
長野県収用委員会運営規程の一部改正（土地・景観チーム）	35
長野県選挙管理委員会規程の一部改正（選挙管理委員会）	35
長野県監査委員会事務局の組織等に関する規程の一部改正（監査委員事務局）	35

公 告

長野県労働委員会規程の一部改正（労働委員会事務局）	36
---------------------------	----

訓 令

職員安全衛生管理規程の一部改正（職員サポートチーム）	36
長野県庁消防規程の一部改正（財産活用チーム）	36
長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部改正（情報公開・法規チーム）	37
長野県マイクロフィルム文書管理規程（平成元年長野県訓令第15号）の一部改正（情報公開・法規チーム）	39
長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部改正（情報公開・法規チーム）	40



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年10月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第54号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の2」を「第4条の3」に、「第27条の11」を「第27条の9」に、「第10目の2 経営戦略局(第51条の5-第51条の12)」を「第10目の2 削除」に、「コモズ・砂防センター」を「砂防事務所」に改める。

第2条の見出し中「部局」を「部」に改め、同条中「部局は」を「部は」に改め、同条第1号を削り、同条第2号の「(経営戦略局の主管に属することを除く。イ、ウ及びオにおいて同じ。)」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の見出しを「(各部の課)」に改め、同条中「チームを」を「課を」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 総務部

秘書課 人事課 職員課 財政課 管財課 税務課 広報課 情報公開・法務課 市町村課 行政改革推進課 総務事務課

(2) 社会部

福祉政策課 地域福祉課 長寿福祉課 障害福祉課 障害者自立支援課 こども・家庭福祉課 労働福祉課

(3) 衛生部

医療政策課 県立病院課 健康づくり支援課 食品・生活衛生課 薬事管理課

(4) 生活環境部

環境政策課 水環境課 生活排水対策課 自然保護課 廃棄物対策課 廃棄物監視指導課 生活文化課

(5) 商工部

産業政策課 ビジネス誘発課 ものづくり振興課 雇用・人材育成課

(6) 農政部

農業政策課 農業技術課 園芸特産課 畜産課 農地整備課 農村振興課

(7) 林務部

森林政策課 林業振興課 森林整備課 信州の木活用課

(8) 土木部

土木政策課 都市計画課 道路課 河川課 砂防課

(9) 住宅部

建築管理課 住宅課 施設課

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4中「第3条から前条まで」を「前条」に改め、同条を第3条の2とする。

第3条の5を第3条の3とし、第3条の6の見出し中「チーム」を「課」に改め、同条中「消防チーム及び危機管理防災チーム」

を「消防課及び危機管理防災課」に改め、同条を第3条の4とする。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 県政の総合的な企画及び調整に関すること。

第4条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号を削り、同条第6号を同条第3号とし、同条第7号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 人権尊重及び男女共同参画の推進に関すること。

第4条第8号を同条第6号とし、同条第9号を同条第7号とし、同条の次に次の2号を加える。

(8) 情報化の推進に関すること。

(9) 統計に関すること。

第4条の2を次のように改める。

(企画局の課)

第4条の2 企画局に次の課を置く。

企画課 政策評価課 土地・景観課 交通政策課 人権・男女共同参画課 国際課 NPO活動推進課 情報政策課 統計課

第4条の2の次に次の1号を加える。

(係の設置)

第4条の3 第3条、第3条の4及び前条に規定する課(行政改革推進課、廃棄物監視指導課、政策評価課、NPO活動推進課及び統計課を除く。)に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。

第5条を次のように改める。

(秘書課)

第5条 秘書課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 知事及び副知事の秘書事務に関すること。

(2) 行幸、行啓その他の皇室に関すること。

第5条の次に次の1号を加える。

(人事課)

第5条の2 人事課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。

(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(3) 職員の服務、研修及び勤務成績の評定に関すること。

(4) 叙位、叙勲及びほう賞に関すること。

(5) 行政監察に関すること。

(6) 職員相談に関すること。

(7) 県立大学(看護大学を除く。)に関すること。

(8) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

(9) 特別職報酬等審議会及び私立学校審議会の庶務に関すること。

(10) 自治研修所及び東京事務所に関すること。

(11) 総務部内の他課の所管に属さないこと。

第6条(見出しを含む。)中「職員サポートチーム」を「職員課」に改める。

第7条を次のように改める。

(財政課)

第7条 財政課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 県議会に提出する議案に関すること。

(2) 予算案の編成、予算の執行計画その他予算に関すること。

(3) 交付税、譲与税、分担金、使用料、手数料、寄付金、県債その他県財源に関すること。

(4) 財政の調査分析及び財務制度に関すること。

(5) 他の部局の所管に属さないこと。

第8条を削る。

第9条(見出しを含む。)中「財産活用チーム」を「管財課」に改め、同条を第8条とする。

第10条(見出しを含む。)中「県税チーム」を「税務課」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(広報課)

第10条 広報課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県政の広報に関する事。
- (2) 県政の広聴に関する事。
- (3) 報道機関との連絡に関する事。

第11条(見出しを含む。)中「情報公開・法規チーム」を「情報公開・法務課」に改める。

第12条から第14条までを次のように改める。

(市町村課)

第12条 市町村課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市町村その他の地方公共団体の行政一般、財政、税制及び地方公営企業並びに公務員制度に関する連絡調整に関する事。
- (2) 自主的な合併を推進する市町村の支援に関する事。
- (3) 市町村自治の振興に関する事。
- (4) 行政書士に関する事。
- (5) 自衛官の募集に関する事。
- (6) 本人確認情報保護審議会及び固定資産評価審議会の庶務に関する事。
- (7) 地方事務所に関する事。
- (8) 選挙管理委員会に関する事。

(行政改革推進課)

第13条 行政改革推進課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行政改革の推進に関する事。
- (2) 県の行政組織及び職務権限に関する事。
- (3) 職階制及び職員定数に関する事。
- (4) 職員団体に関する事。
- (5) 公社公団等の業務について特に必要な事項の調査に関する事。
- (6) 行政機構審議会の庶務に関する事。

(総務事務課)

第14条 総務事務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (2) 職員の住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関する事。
- (3) 職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条の規定による認定に関する事。
- (4) 給与及び児童手当の支払事務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 旅費の支払事務に関する事。
- (6) 職員の給与に関する事務その他の内部事務を集中的に処理するシステムの管理に関する事。
- (7) 総務事務センターに関する事。

第15条の見出しを「(福祉政策課)」に改め、同条中「福祉健康政策チーム」を「福祉政策課」に改め、同条第2号中「福祉健康政策」を「福祉政策」に、「及び総合調整」を「、企画及び調整」に改め、同条第3号中「長寿福祉チーム」を「長寿福祉課」に改め、同条第4号中「他チーム」を「他課」に改める。

第15条の2(見出しを含む。)中「コモンズ福祉チーム」を「地域福祉課」に改める。

第16条の見出しを「(長寿福祉課)」に改め、同条中「長寿福祉チーム」を「長寿福祉課」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 高齢者の福祉に関する事。
- (2) 高齢化社会対策の調査、企画及び調整に関する事。

第17条(見出しを含む。)中「障害福祉チーム」を「障害福祉課」に改める。

第17条の2の見出しを「(障害者自立支援課)」に改め、同条中「障害者自律支援チーム」を「障害者自立支援課」に、「の自律支援」を「の自立支援」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「こども・家庭福祉チーム」を「こども・家庭福祉課」に改める。

第21条(見出しを含む。)中「労働福祉チーム」を「労働福祉課」に改める。

第24条の見出しを「(医療政策課)」に改め、同条中「医療チーム」を「医療政策課」に改め、同条第16号中「他チーム」を「他課」に改める。

第24条の2(見出しを含む。)中「県立病院チーム」を「県立病院課」に改める。

第25条(見出しを含む。)中「健康づくりチーム」を「健康づくり支援課」に改める。

第26条の見出しを「(食品・生活衛生課)」に改め、同条中「食の安全・生活衛生チーム」を「食品・生活衛生課」に改め、同条第3号中「と畜場」を「と畜場の指導」に改め、同条第4号中「に関する」を「の指導に関する」に改め、同条第5号から第7号までを削り、同条第8号を同条第5号とし、同条第9号を削り、同条第10号を同条第6号とし、同条第11号から第18号までを4号ずつ繰り上げ、同条第19号中「、動物愛護センター及び家畜保健衛生所」を「及び動物愛護センター」に改め、同条第15号とする。

第27条(見出しを含む。)中「薬務チーム」を「薬事管理課」に改める。

第27条の3の見出しを「(環境政策課)」に改め、同条中「地球環境チーム」を「環境政策課」に改め、同条第12号中「他チーム」を「他課」に改める。

第27条の4を削る。

第27条の5(見出しを含む。)中「水資源チーム」を「水環境課」に改め、同条を第27条の4とする。

第27条の6(見出しを含む。)中「生活排水対策チーム」を「生活排水対策課」に改め、同条を第27条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

(自然保護課)

第27条の6 自然保護課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自然環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 自然保護に関する事。
- (3) 自然公園に関する事。

第27条の7及び第27条の8を削る。

第27条の9(見出しを含む。)中「廃棄物対策チーム」を「廃棄物対策課」に改め、同条を第27条の7とする。

第27条の10(見出しを含む。)中「廃棄物監視指導チーム」を「廃棄物監視指導課」に改め、同条を第27条の8とする。

第27条の11(見出しを含む。)中「生活文化チーム」を「生活文化課」に改め、同条を第27条の9とする。

第28条の見出しを「(産業政策課)」に改め、同条中「産業政策チー

ム」を「産業政策課」に改め、同条第2号中「及び雇用の創出」を削り、同条第11号から第13号までを削り、同条第14号中「、観光振興審議会及び卸売市場審議会」を「及び観光振興審議会」に改め、同号を同条第11号とし、同条第15号中「他チーム」を「他課」に改め、同号を同条第12号とする。

第28条の2(見出しを含む。)中「ビジネス誘発チーム」を「ビジネス誘発課」に改める。

第29条(見出しを含む。)中「産業技術支援チーム」を「ものづくり振興課」に改める。

第30条(見出しを含む。)中「雇用・人材育成チーム」を「雇用・人材育成課」に改める。

第31条の見出しを「(農業政策課)」に改め、同条中「農業政策チーム」を「農業政策課」に改め、同条第5号中「(検査を除く。)」を削り、同条第9号を削り、同条第10号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 卸売市場に関する事。

第31条第11号から第13号までを次のように改める。

(11) 農産物の消費、流通及び販売に関する事。

(12) 地産地消に関する事。

(13) 農産物の表示に関する事。

第31条第14号及び第15号を削り、同条第16号中「及び」を「、卸売市場審議会及び」に改め、同号を同条第14号とし、同条第17号を同条第15号とし、同条第18号中「農業生産振興チーム」を「農政部内の他課」に改め、同号を同条第16号とする。

第32条を削る。

第33条の見出しを「(農業技術課)」に改め、同条中「農業生産振興チーム」を「農業技術課」に改め、同条第1号から第6号までを削り、同条第7号を同条第1号とし、同条第8号を同条第2号とし、同条第9号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 主要農作物(種子を含む。)に関する事。

第33条第10号中「(取締りに関することを除く。)」を削り、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 野生鳥獣の農作物被害防止対策に関する事。

第33条第11号を同条第7号とし、同条第12号を同条第8号とし、同条第13号を同条第9号とし、同条第14号及び第15号を削り、同条第16号中「、南信農業試験場及び水産試験場」を「及び南信農業試験場」に改め、同号を同条第10号とし、同条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(園芸特産課)

第33条 園芸特産課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 園芸作物に関する事。
- (2) きのことに関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (3) 種苗に関する事。
- (4) 農産加工に関する事。
- (5) 水産業に関する事。
- (6) 内水面漁場管理委員会の庶務に関する事。
- (7) 水産試験場に関する事。

第34条から第38条までを次のように改める。

(畜産課)

第34条 畜産課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 家畜の改良増殖に関する事。
- (2) 牧野及び草地に関する事。
- (3) 畜産物の価格安定及び流通改善に関する事。

(4) 飼料に関する事。

(5) 家畜衛生及び動物用薬事に関する事。

(6) 獣医師に関する事。

(7) 家畜商及び家畜市場に関する事。

(8) 畜産経営に関する事。

(9) 家畜保健衛生所に関する事。

(農地整備課)

第35条 農地整備課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 土地改良事業に係る企画及び連絡調整に関する事。

(2) 土地改良事業の基本調査及び計画に関する事(道路課の所管に属する事項を除く。)

(3) 土地改良区及び共同施行等の指導に関する事。

(4) 土地改良施設の維持管理に関する事。

(5) 土地改良事業に係る財産の管理及び紛争に関する事。

(6) かんがい排水事業、畑地帯総合土地改良事業及び農業水利権に関する事。

(7) ほ場整備事業及び土地改良総合整備事業に関する事。

(8) 土地改良事業に係る換地計画、換地処分及び交換分合に関する事。

(9) 農道整備事業及び中山間地域総合整備事業に関する事。

(10) 農地及び農業用施設の災害復旧事業、農地防災事業並びに地すべり対策事業に関する事。

(11) 土地改良事業の専門的指導及び技術基準に関する事。

(12) 農村総合整備事業に関する事。

(13) 国土調査に関する事。

(農村振興課)

第36条 農村振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 農業(水産業を含む。)金融に関する事。

(2) 農業の担い手の確保及び育成に関する事。

(3) 農村における男女共同参画の促進に関する事。

(4) 農業の経営構造対策に関する事。

(5) 中山間地域における農業生産の確保に関する事。

(6) 農業経営基盤の強化の促進に関する事。

第37条及び第38条 削除

第39条の見出しを「(森林政策課)」に改め、同条中「林業振興チーム」を「森林政策課」に改め、同条第2号中「林業」を「森林づくり及び林業」に、「統計及び連絡調整」を「及び統計」に改め、同条第4号中「林業労働」を「森林計画」に改め、同条第5号から第13号までを削り、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 森林土木事業の専門的指導及び技術基準に関する事。

(6) 森林審議会の庶務に関する事。

第39条第14号中「信州の木利用推進チーム」を「林務部内の他課」に改め、同号を同条第7号とする。

第40条及び第41条を次のように改める。

(林業振興課)

第40条 林業振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 林業労働に関する事。

(2) 林業構造改善に関する事。

(3) 森林組合の指導監督に関する事。

(4) 林業金融に関する事。

(5) 入会林野等に関する事。

(6) 林道その他林産物の搬出施設に関する事(道路課の所管に属する事項を除く。)

- (7) 県有林に関すること。
- (8) 県行造林に関すること。
- (9) 林業の経営指導に関すること。
- (10) 特用林産物に関すること。
- (11) 林業技術の改良普及に関すること。
- (12) 林業大学校及び林業総合センターに関すること。
(森林整備課)

第41条 森林整備課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保安林及び保安施設地区に関すること。
- (2) 林地の開発許可に関すること。
- (3) 森林国営保険に関すること。
- (4) 森林病虫害の防除に関すること。
- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (6) 治山及び林地荒廃防止施設に関すること。
- (7) 林野火災対策に関すること。
- (8) 環境緑化に関すること。
- (9) 林業種苗及び林木育種に関すること。
- (10) 造林に関すること。
- (11) 県営総合射撃場に関すること。

第42条の見出しを「(信州の木活用課)」に改め、同条中「信州の木利用推進チーム」を「信州の木活用課」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条に次の2号を加える。

- (2) 県産材の供給体制の整備に関すること。
- (3) 県産材の需要拡大に関すること。

第43条の見出しを「(土木政策課)」に改め、同条第1項中「県土活用支援チーム」を「土木政策課」に改め、同項第11号中「他チーム」を「他課」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「commons・砂防センター」を「砂防事務所」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「の庶務」を「及び治水・利水ダム等検討委員会の庶務」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 入札制度の改革に関すること(工事及び工事に係る委託業務に係るものに限る。)
- (10) 長野県治水・利水ダム等検討委員会条例(平成13年長野県条例第26号)第2条各号に掲げる河川の流域に係る治水対策及び利水対策の総合調整に関すること。

第43条第2項中「県土活用支援チーム」を「土木政策課」に改める。

第44条(見出しを含む。)中「都市計画チーム」を「都市計画課」に改める。

第45条の見出しを「(道路課)」に改め、同条中「道路チーム」を「道路課」に改め、同条第6号中「次号において同じ。」を削り、「調査及び計画」を「計画の調査及び調整」に改める。

第47条(見出しを含む。)中「河川チーム」を「河川課」に改める。

第48条(見出しを含む。)中「砂防チーム」を「砂防課」に改める。

第51条の2の見出しを「(建築管理課)」に改め、同条第1項中「建築まちづくりチーム」を「建築管理課」に改め、同項第16号中「他チーム」を「他課」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 建築物の構造計算に関すること。

第51条の2第2項中「建築まちづくりチーム」を「建築管理課」

に改める。

第51条の3(見出しを含む。)中「住宅チーム」を「住宅課」に改める。

第51条の4(見出しを含む。)中「建築技術チーム」を「施設課」に改める。

第10目の2を次のように改める。

第10目の2 削除

第51条の5から第51条の12まで 削除

第51条の13の見出しを「(消防課)」に改め、同条中「消防チーム」を「消防課」に改め、同条第6号中「危機管理防災チーム」を「危機管理防災課」に改める。

第51条の14(見出しを含む。)中「危機管理防災チーム」を「危機管理防災課」に改める。

第51条の15の見出しを「(企画課)」に改め、同条中「ユマニテ・人間尊重チーム」を「企画課」に改め、同条第2号から第7号までを次のように改める。

- (2) 県政の総合計画の策定に関すること。
- (3) 県政の重要施策の調整に関すること。
- (4) 特定地域の振興計画に関すること。
- (5) 中部圏の開発及び整備に係る計画等に関すること。
- (6) 県境を越えた広域にわたる重要施策の調整に関すること。
- (7) 信州ブランドの推進に関すること。

第51条の15第8号中「他チーム」を「他課」に改め、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (8) 総合計画審議会(国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合を除く。)の庶務に関すること。

第51条の16及び第51条の17を削る。

第51条の18(見出しを含む。)中「政策評価チーム」を「政策評価課」に改め、同条を第51条の16とする。

第51条の19を削る。

第51条の20(見出しを含む。)中「土地・景観チーム」を「土地・景観課」に改め、同条を第51条の17とする。

第51条の21(見出しを含む。)中「交通政策チーム」を「交通政策課」に改め、同条を第51条の18とし、同条の次に次の1条を加える。

(人権・男女共同参画課)

第51条の19 人権・男女共同参画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権尊重に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 人権尊重の意識の普及及び高揚に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。
- (4) 男女共同参画社会づくりの促進に関すること。
- (5) 部落解放審議会、男女共同参画推進指導委員及び男女共同参画審議会の庶務に関すること。
- (6) 男女共同参画センターに関すること。

第51条の22(見出しを含む。)中「国際チーム」を「国際課」に改め、同条を第51条の20とする。

第51条の23(見出しを含む。)中「NPO推進チーム」を「NPO活動推進課」に改め、第2章第1節第1款第11目中同条を第51条の21とし、同条の次に次の2条を加える。

(情報政策課)

第51条の22 情報政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報化の推進に関すること。
 (2) 情報システム及び情報通信ネットワークの管理運営に関すること。
 (統計課)

第51条の23 統計課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 指定統計等統計調査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
 (2) 統計の普及及び啓発に関すること。
 (3) 各種の統計及び調査の調整に関すること。

第52条第6号を削る。

第53条中「会計チーム及び検査チーム」を「会計課及び検査課」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計課に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。

第54条(見出しを含む。)中「会計チーム」を「会計課」に改める。

第55条の見出しを「(検査課)」に改め、同条中「検査チーム」を「検査課」に改め、同条第5号を削る。

第56条第1項第4号中「第26条」を「第51条」に、同項第5号中「第18条の3」を「第30条」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 総務事務センター

第56条第2項第28号を次のように改める。

(28) 砂防事務所

第67条第4項中「チームを」を「課を」に改め、同項の表中「チームの」を「課の」に、

総務チーム	を	総務課	に改める。
教務チーム		教務課	
学生指導チーム		学生指導課	
進路指導チーム		進路指導課	

第75条第1項第9号及び第10号中「こと」を「こと(長野県木曾地方事務所を除く。)」に改める。

第77条第1項を次のように改める。

地方事務所に、その事務を分掌させるため、地域政策課、環境課、税務課、福祉課、農政課(長野県木曾地方事務所を除く。)、農地整備課(長野県木曾地方事務所を除く。)、林務課(長野県木曾地方事務所を除く。)及び産業労働課を置く。

第77条第2項を削り、同条第3項中「地域政策チーム」を「地域政策課」に改め、同項第6号中「自衛隊の隊員」を「自衛官」に改め、同項第29号中「他チーム」を「他課」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「地域政策チーム」を「地域政策課」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 環境課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境の保全に関すること。
 (2) 水道に関すること。
 (3) 浄化槽に関すること。
 (4) 廃棄物に関すること。

第77条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「県税チーム」を「税務課」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「県税チーム」を「税務課」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に

次の1項を加える。

7 福祉課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 民生委員に関すること。
 (2) 社会福祉法人に関すること。
 (3) 低所得者の更生援護に関すること。
 (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
 (5) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること。
 (6) 未帰還者、その留守家族、引揚者等に関すること。
 (7) 死没者の公報、遺骨、遺留品、弔慰料等に関すること。
 (8) 旧軍人、軍属等の恩給等に関すること。
 (9) 戦傷病者、戦没者遺族等に関すること。
 (10) 戦没者の叙位及び叙勲に関すること。
 (11) 青少年の育成保護に関すること。
 (12) 児童福祉に関すること。
 (13) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金に関すること。
 (14) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関すること。
 (15) 心身障害者の福祉(福祉事務所の業務を除く。)に関すること。
 (16) 福祉のまちづくりに関すること(建築物及び路外駐車場に関するものを除く。)
 (17) 福祉事務所に関すること。

第77条第9項中「農業自律チーム」を「農政課」に改め、同項第11号を同項第13号とし、同項第10号を同項第12号とし、同項第9号を同項第11号とし、同項第8号中「の生産の振興」を削り、同号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 農薬及び肥料に関すること。
 (7) 野生鳥獣の農作物被害防止対策に関すること。

第77条第9項に次の3号を加える。

- (14) 卸売市場に関すること。
 (15) 農畜産物の消費、流通及び販売に関すること。
 (16) 地産地消に関すること。

第77条第9項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 農地整備課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土地改良事業に関すること。
 (2) 農業構造改善及び農山村整備に関すること(土地基盤に係る計画審査、指導及び確認調査に限る。)
 (3) 土地改良区等の指導に関すること。
 (4) 土地改良財産に関すること。
 (5) 土地改良施設の維持管理に関すること。
 (6) 農業水利権に関すること。
 (7) 農業集落排水施設に関すること。
 (8) 国土調査に関すること。

第77条第10項及び第11項を次のように改める。

10 林務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 林業構造改善に関すること。
 (2) 森林組合に関すること。
 (3) 林業金融に関すること。
 (4) 林産物に関すること。
 (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
 (6) 民有林の施業計画及び経営指導に関すること。
 (7) 林業技術の改良普及に関すること。
 (8) 林道その他林産物の搬出施設に関すること。

- (9) 治山及び林地荒廃防止施設に関すること。
- (10) 林地開発に関すること。
- (11) 造林及び環境緑化に関すること。
- (12) 林業種苗及び林木育種に関すること。
- (13) 保安林に関すること。
- (14) 森林病虫害の防除に関すること。
- (15) 県有林の経営及び県行造林に関すること。
- (16) 林野火災対策に関すること。
- 11 産業労働課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 商工業の振興に関すること。
 - (2) 中小企業の金融対策に関すること。
 - (3) 中小企業の設備等に係る資金の助成及び融資あっせんに関すること。
 - (4) 貸金業に関すること。
 - (5) 工業製品の販路の開拓及び拡張に関すること。
 - (6) 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工会議所、商工会その他商工団体に関すること。
 - (7) 中小企業の経営支援に関すること。
 - (8) 火薬類の取締り、高圧ガス及び液化石油ガスの保安、猟銃等の製造販売業並びに電気工業に関すること。
 - (9) 観光に関すること。
 - (10) 雇用対策の推進に関すること。
 - (11) 技能検定に関すること。

第77条の2（見出しを含む。）中「職員サポートセンター」を「総務事務センター」に改める。

第78条中「第18条の2第1号」を「第29条第1号」に、「に必要な教養訓練を行なう」を「の教養訓練を行う」に改める。

第79条の2中「第18条の3第3項の規定による」を「第30条第3項に規定する」に改める。

第84条の2第1項中「総務チーム、家庭指導チーム及び相談判定チーム」を「総務課、家庭指導課及び相談判定課」に改め、同条第2項中「総務チーム」を「総務課」に改め、同項第2号中「他チーム」を「他課」に改め、同条第3項中「家庭指導チーム」を「家庭指導課」に改め、同条第4項中「相談判定チーム」を「相談判定課」に改める。

第107条に次の1項を加える。

4 指導部に、その事務を分掌させるため、課を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

部	名称	分掌事務
指導部	発達指導課	第3項の事項（自立支援課に属する事項を除く。）
	自立支援課	第3項の事項のうち別に定める事項

第110条第7項中「、チーム」を「、課」に改め、同項の表中

総務チーム	を	総務課	に改める。
栄養チーム		栄養課	
生活支援チーム		生活支援課	
訓練チーム		訓練課	

第111条の3中「自律訓練」を「自立訓練」に改める。

第124条第1項中「管理チーム及び訓練チーム」を「管理課及び訓練課」に改め、同条第2項中「管理チーム」を「管理課」に改め、同項第5号及び同条第3項中「訓練チーム」を「訓練課」に改める。

第130条第1項中「総務チーム、健康づくりチーム、食の安全・生活衛生チーム及び検査チーム」を「総務課、健康づくり支援課、食品・生活衛生課及び検査課」に改め、同条第2項中「総務チーム」を「総務課」に改め、同項第10号中「他チーム」を「他課」に改め、同条第3項中「健康づくりチーム」を「健康づくり支援課」に改め、同条第4項中「食の安全・生活衛生チーム」を「食品・生活衛生課」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同条第5項中「検査チーム」を「検査課」に改める。

第133条第4項中「チームを」を「、課を」に改め、同項の表中

チームの名称	を	課の名称	に改める。
学生支援チーム		学生支援課	
就職支援チーム		就職支援課	

第143条第2項中「業務」を「業務及び精神医療審査会の庶務」に改める。

第146条第1項中「検査第一チーム及び検査第二チーム」を「検査第一課及び検査第二課」に改め、同条第2項中「検査第一チーム」を「検査第一課」に改め、同項第3号及び同条第3項中「検査第二チーム」を「検査第二課」に改める。

第146条の4第1項中「そうだんチーム、ふれあいチーム及びけんこうチーム」を「そうだん課、ふれあい課及びけんこう課」に改め、同条第2項中「そうだんチーム」を「そうだん課」に改め、同項第4号中「他チーム」を「他課」に改め、同条第3項中「ふれあいチーム」を「ふれあい課」に改め、同条第4項中「けんこうチーム」を「けんこう課」に改める。

第149条第1項中「研究情報チーム、環境保全チーム、循環社会チーム、自然環境チーム及び保健衛生チーム」を「企画総務部、環境保全部、循環型社会部、自然環境部及び保健衛生部」に改め、同条第2項中「研究情報チーム」を「企画総務部」に改め、同項第6号中「他チーム」を「他部」に改め、同条第3項中「環境保全チーム」を「環境保全部」に改め、同条第4項中「循環社会チーム」を「循環型社会部」に改め、同条第5項中「自然環境チーム」を「自然環境部」に改め、同条第6項中「保健衛生チーム」を「保健衛生部」に改める。

第151条の2第1項中「水・土づくりチーム及び環境づくりチーム」を「水・土づくり課及び環境づくり課」に改め、同条第2項中「水・土づくりチーム」を「水・土づくり課」に改め、同項第3号及び同条第3項中「環境づくりチーム」を「環境づくり課」に改める。

第154条第1項中「指導チーム及び検定・検査チーム」を「指導課及び検定・検査課」に改め、同条第2項中「指導チーム」を「指導課」に改め、同項第5号及び同条第3項中「検定・検査チーム」を「検定・検査課」に改める。

第157条第1項中「技術連携支援チーム、サポートチーム」を「技術連携部門、総務部門」に改め、同条第2項中「技術連携支援チーム」を「技術連携部門」に改め、同条第3項中「サポートチーム」を「総務部門」に改め、同項第2号中「その他技術連携支援チ

ム及び」を「他の」に改め、同条第8項中「部門に」を「材料技術部門、精密・電子技術部門、情報技術部門及び食品技術部門に」に、「チーム」を「部」に改め、同項の表中

材料化学チーム	を	材料化学部
金属材料チーム		金属材料部
設計支援技術チーム		設計支援部
製品科学チーム		製品科学部
測定チーム		測定部
加工チーム		加工部
化学チーム		化学部
電子チーム		電子部
情報システムチーム		情報システム部
通信・基盤技術チーム		通信基盤部
人間生活科学チーム		人間生活科学部
食品バイオチーム		食品バイオ部
加工食品チーム		加工食品部

に改める。

第170条の4第1項中「企画振興チーム、森林・農地活性化チーム及び技術・人づくり支援チーム」を「企画振興課、森林・農地活性化課、技術・人づくり支援課及び農地整備課」に改め、同条第2項中「企画振興チーム」を「企画振興課」に改め、同項第15号中「他チーム」を「他課」に改め、同条第3項中「森林・農地活性化チーム」を「森林・農地活性化課」に改め、同項第7号中「(建設事務所の所管に属する事項を除く。)」を削り、同条第4項中「技術・人づくり支援チーム」を「技術・人づくり支援課」に改め、同条に次の1項を加える。

5 農地整備課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土地改良事業に関する事。
- (2) 農業構造改善及び農山村整備に関する事（土地基盤に係る計画審査、指導及び確認調査に限る。）。
- (3) 土地改良区等の指導に関する事。
- (4) 土地改良財産に関する事。
- (5) 土地改良施設の維持管理に関する事。
- (6) 農業水利権に関する事。
- (7) 農業集落排水施設に関する事。
- (8) 国土調査に関する事。

第175条の2第1項中「防除企画チーム及び発生予察チーム」を「防除企画課及び発生予察課」に改め、同条第2項中「防除企画チーム」を「防除企画課」に改め、同項第4号及び同条第3項中「発生予察チーム」を「発生予察課」に改める。

第180条第4号を削る。

第188条中「次の各号に掲げる事務」を「地域に即した農業に関する試験研究」に改め、同条各号を削る。

第191条の3第5項を削る。

第199条第2項及び第6項中「病性鑑定室」を「病性鑑定課」に改める。

第219条第1号を次のように改める。

(1) 土木工事の調査、設計、施行及び監督に関する事。

第221条第1項中「総務チーム及び整備チーム」を「総務課及び整備課」に改め、同条第2項中「チームを」を「課を」に改め、同項の表中

維持管理チーム	を	維持管理課	に、
---------	---	-------	----

「維持管理チーム 用地チーム」を

「維持管理課 用地課」に、

「維持管理チーム 公園下水道チーム」を

「維持管理課 公園下水道課」に改め、同条第3項中「総務チ

ーム」を「総務課」に改め、同項第4号中「整備チーム」を「整備課」に改め、同項第8号中「公園下水道チーム」を「公園下水道課」に改め、同項第9号中「他チーム」を「他課」に改め、同条第4項中「維持管理チーム」を「維持管理課」に改め、同条第5項中「整備チーム」を「整備課」に改め、同条第6項中「用地チーム」を「用地課」に改め、同条第7項中「公園下水道チーム」を「公園下水道課」に改める。

第221条の4第1項中「総務チーム及び建設チーム」を「総務課及び建設課」に改め、同条第2項中「総務チーム」を「総務課」に改め、同項第2号及び第5号並びに同条第3項中「建設チーム」を「建設課」に改める。

第227条中「チームを」を「課を」に改め、同条の表中

管理第一チーム	を	管理第一課	に改める。
管理第二チーム		管理第二課	

第2章第2節第60款の款名を次のように改める。

第60款 砂防事務所

第228条中「commons・砂防センター」を「砂防事務所」に改め、同条第3号及び第4号を削る。

第229条第1項中「commons・砂防センター」を「砂防事務所」に改め、同条第2項中「長野県犀川commons・砂防センター」を「長野県犀川砂防事務所」に改め、「長野県姫川commons・砂防センター」を「長野県姫川砂防事務所」に改め、「長野県土尻川commons・砂防センター」を「長野県土尻川砂防事務所」に改める。

第230条第1項中「commons・砂防センター」を「砂防事務所」に、「総務チーム及び砂防チーム」を「総務課及び砂防課」に改め、同条第2項中「総務チーム」を「総務課」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同項第6号中「砂防チーム」を「砂防課」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「砂防チーム」を「砂防課」に改める。

第235条中「チーム」を「課」に改める。

第239条第1項中「室、チーム」を「課」に改め、同条第2項中「局又は室」を「又は局」に、「局付又は室付」を「又は局付」に改め、同条第3項中「チームに、チーム」を「課に、課」に、「チーム付」を「課付」に改める。

第242条の見出し及び同条第1項中「技監」を削り、同条第2